

食品健康影響評価技術研究の実施方法について

食品健康影響評価技術研究は、食品健康影響評価（以下「リスク評価」という。）のための研究を推進する提案公募型の競争的研究資金として本年度から開始するものである。

その実施に当たっては、食品安全委員会食品健康影響評価技術研究実施要領及び食品安全委員会食品健康影響評価技術研究委託要綱（以下「委託要綱」という。）等に基づき、以下の手順により推進するものとする。

(1) 食品健康影響評価技術研究運営委員会の開催

食品健康影響評価技術研究の推進に係る必要事項を検討するため、食品安全委員会が別に定める「食品健康影響評価技術研究運営委員会の開催について」に基づき、食品健康影響評価技術研究運営委員会（以下「研究運営委員会」という。）を開催する。

(2) 研究領域の決定

食品安全委員会委員及び専門委員から研究領域の募集を行い、研究運営委員会において候補の選定を行った後に、食品安全委員会で研究領域を決定する。

(3) 研究課題の決定

食品健康影響評価技術研究応募要領に基づき、決定された研究領域を 1 ヶ月程度の間周知し、研究課題を募集する。

応募があった研究課題については、別に定める「食品健康影響評価技術研究の評価に関する指針」（以下「評価指針」という。）に基づき、研究運営委員会が事前評価を行い、候補を選定した後に、食品安全委員会において研究課題を決定する。

(4) 研究委託費の配分及び委託契約の締結

決定された研究課題について、食品安全委員会事務局長は、研究運営委員会に諮った上で各研究課題に対する研究委託費を配分することとし、その後、委託要綱に基づき委託契約を締結する。

(5) 評価

研究期間は原則 3 年間であるが、各年度の研究期間終了後、評価指針に基づき、研究運営委員会が評価を行う。評価結果については、食品安全委員会に報告し、その了承を得るものとする。

食品健康影響評価技術研究のプロセスフロー

食品安全委員会委員・専門委員から研究領域（案）提出



食品健康影響評価技術研究運営委員会（研究運営委員会）において研究領域候補選定



食品安全委員会において研究領域決定



公募

研究機関・研究者から研究課題応募



研究運営委員会

研究課題の応募時（事前評価）

研究の継続時（中間評価）

研究の終了時（事後評価）

書類審査

書類審査

書類審査



ヒアリング審査

ヒアリング審査

研究評価



研究課題の選定

研究の継続の要否

研究の評価結果の報告



食品安全委員会において

研究課題の決定（事前評価）

研究の継続の要否の決定（中間評価）

研究の評価結果の決定（事後評価）



結果の通知・公表